

【件名】新型コロナウイルス（ナミビア政府による措置の緩和）

【ポイント】

10月15日、ナミビア政府は、過去1か月間の感染状況の大幅な改善を踏まえ、10月16日から11月15日まで新型コロナ対策措置を更に緩和する旨発表しました。このうち重要な点は以下のとおりです（今回発表された原文は以下のリンクをご覧ください。）。

（大統領ステートメント） <https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100248040.pdf>

（保健大臣ステートメント） <https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100248042.pdf>

【ナミビア政府発表要旨】

1 新型コロナ対策措置の遵守に国民がよく協力してくれたこと等、多くの要因が功を奏し、9月16日から10月14日までの間、新規感染者数、入院者数、死者数とも大幅な減少を記録した。状況の良好な推移に鑑み、10月16日から11月15日まで、一部の措置を以下のとおり緩和する。ただし、我々はまだ新型コロナを撲滅したわけではない。措置を緩和するからといって油断は許されず、集団的責任意識の下、引き続き警戒を怠らないことが重要である。

（1）ナミビア入国時のPCR陰性証明書

渡航者は、ナミビア到着前7日以内に検体を採取して取得したPCR陰性証明書を入国時に提示しなければならない。

（2）集会の人数制限

ア 200人までとする。（現行は150人）

イ スポーツ観戦についても、200人を上限に認める。なお、観客にはワクチン・パスポートの持参が求められる米国の例に倣い、ナミビアにおいても同様の対応が行われることを期待する。

（3）夜間外出制限

制限を撤廃する。（現行は23時から翌朝4時）

（4）アルコール販売制限

現行措置から変更なし。

（小売り販売は、月～金は9時～18時、土曜日は9時～13時。レストラン等は、土日も含め22時まで食事とともに提供可能。）

（5）レクリエーション施設（ジム、ナイトクラブ、カジノ等）の営業活動

現行措置から変更なし。

（収容人数を半数までに制限することを条件に営業を認める。）

（6）葬儀

新型コロナを原因とする死者の葬儀は、従来どおり、10日以内に行わなければならない。葬儀場での食事の提供は新たに認めることとする。参列者数は200人までとする（必要不可欠な従業員数は含まない）。

2 ワクチン接種については、接種要件を満たす対象者（約150万人）に対する1回接種済み比率は19.2%、2回接種済み比率は14.2%となっているが、分母を全人口として計算した場合、2回接種済み比率は7.7%となる。1日当たり接種回数については、9月16日から10月14日までは2,871ドースであり、その前の1か月（3,556ドース）より減少した。ワクチン接種については更なる促進が必要であり、全ての対象者に対して今一度ワクチン接種に協力を求めたい。

【ご参考】

○日本国厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

（感染症情報）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○日本国国立感染症研究所（コロナウイルスに関して）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：査証についてのご案内（外務省 HP）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（連絡先）

在ナミビア日本国大使館 領事班

住所：78 Sam Nujoma Drive, Klein Windhoek, Windhoek, Republic of

Namibia 開館時間 : 8:30-12:45 13:45-17:00

電話 : +264 61 426 700

FAX : +264 61 426 749

E-mail : consul@wh.mofa.go.jp

ホームページ : http://www.na.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delate>